議案第16号

飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正等に伴う改正

飛驒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例 (平成30年飛驒市条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」の次に「・第34条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「主任介護支援専門員でなければならない」を「主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由が ある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に 規定する管理者とすることができる。

第6条第2項中「求めることができること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間

に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第14条に次の2項を加える。

- 9 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- 10 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第15条第1項第7号中「居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス 等の担当者(以下この条において「担当者」という。)」を「担当者」に改める。 第20条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を 策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周 知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなけれ ばならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居 宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期 的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る こと。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第

32条において準用する場合を含む。)及び第15条(第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第5条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現行	改正案
目次	目次
第1章~第4章 略	第1章~第4章 略
第5章 雑則(第33条)	第5章 雑則(第33条 <u>・第34条</u>)
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
(基本方針)	(基本方針)
第3条 略	第3条 略
2~4 略	2~4 略
	5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
第4条 略	第4条 略
(管理者)	(管理者)
第5条 略	第5条略
2 前項の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する <u>主任介護支援専門員でなければ</u>	2 前項の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する <u>主任介護支援専門員(以下この項</u>

<u>ならない</u> 。
3 略
(内容及び手続の説明及び同意)
第6条 略
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際
し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及
び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居
宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
ならない。
$3\sim7$ 略
第7条~第13条 略

において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。 ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

 $3 \sim 7$ 略

第7条~第13条 略

(指定居宅介護支援の取扱方針)	(指定居宅介護支援の取扱方針)
第14条 略	第14条 略
2~8 略	2~8 略
	9 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅
	サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本と
	しつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等
	<u>の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行</u>
	う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話
	<u>装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただ</u>
	し、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)
	が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該
	利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の
	開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとと
	もに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、
	専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末
	期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師
	等の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由が
	ある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるこ
	<u>とができるものとする。</u>
	10 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所におい
	て作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス
	等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着

(居宅サービス計画の作成等)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、次に掲げる ところにより、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させな ければならない。

(1)~(6) 略

(7) 居宅サービス計画を作成した場合には、当該居宅サービス計画 を利用者及び居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サー ビス等の担当者(以下この条において「担当者」という。) に交 付すること。

(8)~(12) 略

2·3 略

第16条~第19条 略

(運営規程)

型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この項において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(居宅サービス計画の作成等)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、次に掲げる ところにより、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させな ければならない。

(1)~(6) 略

(7) 居宅サービス計画を作成した場合には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者

に交

付すること。

(8)~(12) 略

2 · 3 略

第16条~第19条 略

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運 営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)~(6) 略
(7) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保)
第21条 略
2 • 3 略

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運 営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(6) 略

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 略 2・3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施

	<u>しなければならない。</u>
	3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行
	<u>い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
第22条・第23条 略	第22条・第23条 略
	(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)
	第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業
	所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に
	掲げる措置を講じなければならない。
	(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん <u>延</u>
	<u>の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用</u>
	して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上
	開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹
	底を図ること。
	(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延
	<u>の防止のための指針を整備すること。</u>
	(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、
	感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に
	実施すること。
(掲示)	(掲示)
第24条 略	第24条 略
2 略	2 略

	3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面
	を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも
	関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代
·	<u>えることができる。</u>
第25条~第29条 略	第25条~第29条 略
	(虐待の防止)
	第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を
	防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
	(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策
	を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができ
	るものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果につい
	て、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
	(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針
	を整備すること。
	(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、
	<u>虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>
	(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ</u>
	<u>Ł.</u>
第30条~第32条 略	第30条~第32条 略
	(電磁的記録等)
	第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当た
	<u>る者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の</u>

<u>第33条</u> 略
附則
(施行日)
1 略
(経過措置)

規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、 複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情 報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同 じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第 32条において準用する場合を含む。)及び第15条(第32条において 準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)につ いては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式 で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

第34条 略

附則

(施行日)

1 略

(経過措置)

資料

2 <u>平成33年3月31日</u> までの間は、第5条第2項の規定に関わらず、 介護支援専門員を第5条第1項に規定する管理者とすることがで きる。

- 2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定に関わらず、 介護支援専門員を第5条第1項に規定する管理者とすることがで きる。
- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第5条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案) 要旨

1 改正の趣旨

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正等に伴う改正

2 改正の内容

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)が令和3年1月25日に公布され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)が改正されることに伴い、省令の改正内容と同様の基準を定めるもの。

(1) 人材の確保・現場の業務効率化及び負担の軽減

ア 管理者要件の緩和

令和3年4月1日以降管理者となる者は、主任介護支援専門員とするが、 過疎地域における小規模事業所加算が取得できる場合のほか急な退職、失職 等やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員でもよいものとする。(令 和2年度末時点で介護支援専門員が管理者であり、引き続きその者が管理者 である場合は、令和8年度末までの間、管理者は主任介護支援専門員でなけ ればならないとする要件を猶予する。)

イ ハラスメント対策の強化

ハラスメントにより就業環境が害されることの防止のための方針明確 化の義務化

- ウ 各種会議等における I C T 活用の推進 サービス担当者会議等でテレビ電話等を活用しての実施を認める。
- エ 紙利用に替わる電磁的対応の追加

ケアプランや重要事項説明書等の利用者等への説明・同意及び諸記録、規程等の保存・交付、閲覧等の電磁的記録 (データ) による対応を認める。

(2) 業務継続に向けた取組強化

ア 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めるため、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練等の実施を義務付ける。

イ 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害発生時でも必要な介護サービスが継続的に提供できるよう 業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練の実施等を義務付ける。

(3) 高齢者の人権擁護、虐待の防止

ア 高齢者虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに担当者の設置を義務付ける。

(4) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

ア 同一の介護サービス事業者等の偏ったサービス提供の説明

ケアプランを作成するにあたり、同一の介護サービス事業者を多く利用するといった偏りを抑制するため、前6月間に作成したケアプランにおける各種サービスの割合及び同一事業者によって提供されたものの割合について、利用者へ説明することとする。

イ 適切なケアマネジメントの推進

居宅介護サービス費が、国が定める支給限度基準額に近い場合、必要以上のサービスを使用したケアマネジメントを行っている可能性があるため、その妥当性を検討するための点検・検証の仕組みを導入する。

(5) その他

ア 情報活用の推進

国で行っている科学的データ提供連携サービスを活用することに努める ものとし、この活用を通じケアの向上につなげる。(全サービス共通) 3 施行日 令和3年4月1日